平成２３年（フ）第３９号
愛媛県今治市旭町３丁目４番地13
債務者　山本　将人
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第４１号
愛媛県今治市高橋甲811番地１
債務者　藤田　美加
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２２２号
福岡県久留米市津福今町207番地１　オーセル津福今町105号
債務者　古賀　聖人
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３１号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10898番地１
債務者　松尾　成子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１３７号
佐賀県伊万里市新天町284番地２
債務者　福本　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１４０号
佐賀県鹿島市大字中村92番地３　シャルム吉村101号室
債務者　三原　正敏
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５０号
佐賀県伊万里市新天町284番地２
債務者　福本　竜次
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１１９号
青森県八戸市大字大久保字下大久保15番地７　ひかるそら下宿、前住所青森県八戸市旭ヶ丘３丁目１番地175
債務者　高橋　章夫
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
青森県八戸市大字是川字新田17番地16　市営住宅Ａ２―17、前住所青森県八戸市大字河原木字谷地畑83番地１　市営住宅Ｂ５－４－８
債務者　佐藤　正廣
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
青森県八戸市小中野８丁目11番８号
債務者　髙山みよ子
1　決定年月日時　平成23年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６７８号
名古屋市天白区高宮町1010番地　ラ・フォーレ滝102号
債務者　カワグチ企画こと　川口　国男
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４号
釧路市美原１丁目22番6501号
債務者　後藤　順一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１９７号
北海道釧路郡釧路町別保５丁目14番地　Ｂ３－８号室
債務者　鬼山寿寿香（旧姓牛田）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１１号
釧路市鶴ケ岱２丁目６番11号　青木ハイツ201
債務者　菊地　修悦
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１２号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目３番地　Ｍ２―244号
債務者　鳴川　里美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２１７号
釧路市若草町９番２号
債務者　貝森　千春
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前９時30分
釧路地方裁判所